



と う わ



主 な 内 容

- ・ 第73回通常総代会開催 1
- ・ 令和6年度予算及び事業計画概要 3
- ・ 各施設物管理人・監視人について 7
- ・ 総代選挙結果について 9
- ・ 総代の退任、今年の通水について 10
- ・ 改良区からのお知らせ・お願い 11

春 2024(令和6年)
NO.136

第73回通常総代会開催

去る3月22日 令和5年度 第73回通常総代会が、阿部 茂 総代（東川地区）議長のもとに開催され、議事録記名人に(株)ファーム中村 総代（東神楽地区）、(株)荒川ファーム1739 総代（東旭川地区）が選任され、全議案が原案どおり可決及び承認となりました。

開会の挨拶

理事長 大橋 政美

第73回の通常総代会開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。総代の皆様方には、春作業を控えて何かとお忙しい中、ご出席いただき心からお礼申し上げます。

また、本年1月の総代選挙において36名の総代の方々が選出されました。退任された9名の方々におかれましては、当区の運営と事業の推進にご尽力いただきましたことに深く感謝申し上げます。また、新たな36名の総代の皆様におかれましても、当区の運営並びに土地改良事業の推進に特段なる、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、大きな災害はありませんでしたが、旭川市では8月の月平均気温が観測史上1位を更新する記録的な猛暑となりました。猛暑の影響で水稻の収量は平年並み、品質においては高タンパクが多く、稲の倒伏も目立ちました。そんな中、上川地方では、作況指数は「やや良」の105となり、豊穡の出来秋を迎えられたことに安堵しております。

次に、令和3年末に国が示した「水田活用の直接支払交付金」の見直しですが、令和8年度までの5年間に、一度も水張りを行わない水田については交付対象としないと明言化されました。さらに、期間中に1か月以上、水を張れば交付するという例外規定が加わり、当区エリア内でも昨年は、約38haほど水張りの取り組みが始まっております。幸いなことに水を張ることで周辺の農地に影響が出ている事例は確認されておませんが、8月末までの限られた期間内での水張りを実行するには、現在許可を受けている取水量では対応できないことも予想されます。組合員さんにとっては非常に困惑されているかと思いますが、国の転作を進める基本政策は変わらず、例外規定が設けられたとはいえ、交付対象の厳格化に変わりはありません。今回の制度改定が離農を増やすきっかけにならないか危惧しておりますが、今後は計画的な取水も視野に入れて、組合員同士の相互扶助の精神で乗り切っていただきたいと願っております。

当区の畑地化促進事業への取組みとしましては、令和5年度は約270haが畑地化申請されております。併せて国からの令和5年度地区除外決済金、畑地化協力金としては約9千万円を見込んでおります。尚、この国の畑地化促進事業における決済金支援金等ですが、令和7年度以降の支援につきましては、毎年度の国の予算編成過程において検討することになります。今後につきましても、大変厳しい区の財源の中で、しっかりと組合員の負託に応えることができるよう、予算確保に向けての要請活動はもちろんのこと、運営基盤の強化に努めて参ります。

次に、当区の事業の状況といたしましては、昨年12月に令和6年度政府予算が閣議決定され、令和5年度補正予算におきましても、農業農村整備事業関係予算につきましては、いずれも昨年度を上回る予算が措置されました。北海道分には、農業農村整備事業で1,254億円が措置されており、当区としましてはこの貴重な予算をもとに農業農村整備事業の円滑な推進を図って参ります。国営事業の大雪東川第一地区は工事8年目、旭東東神楽地区は工事7年目、大雪東川第二地区は工事6年目となり、事業主体である国を始め、町と連携しながら順調に進んでおり、大雪東川地区全体では令和6年度までに全体の40%を完了することになります。また、旭東東神楽地区は全体の29%が完了見込みとなっております。道営事業につきましては、兵村北地区は工事7年目、令和6年度の換地処分をもって事業完了となります。忠別南地区、旭正北中央地区は工事6年目、忠栄地区、旭正南第1地区は今年から工事が開始されます。さらに、旭正北第2地区は令和7年度、旭正南第2地区は令和8年度の事業採択を目指し、地域に根ざしたすばらしい事業展開ができるよう引き続きご協力をお願いいたします。

次に、2月下旬に各地区総代協議会にて、上川中央部8つの土地改良区合併基本構想案を説明させていただきました。合併の時期については来年4月を目途に進めておりましたが、3月4日に開催された8区の理事長



会議において「もっと時間をかけて検討すべき」とする意見もあり、慎重に協議した結果、合併時期を1年延期する方向で進めております。詳細な構想については判明次第、今後の総代会等にてご報告する予定でございますのでご理解願います。

最後になりますが、今年は新人の総代さんを対象に地域内の施設見学を予定しております。時期は6月末を予定しておりますので、詳細な日程等決まりましたら、後日、ご連絡いたしますのでご参加のほど、よろしくお願いいたします。

本日は、承認事業4件、議案17件、報告1件の慎重審議のお願いを申し上げて、簡単ではございますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

議決及び承認・報告事項

◇承認事項

- ・令和5年度第2回東和土地改良区一般会計収入支出補正予算の専決処分の承認について
- ・東和土地改良区会計細則の一部変更について
- ・東和土地改良区積立金規程の一部変更について
- ・令和5年度積立金処分額変更について

◇議案事項

- ・道営土地改良事業の施行申請について
- ・道営土地改良事業に伴う分担金の納入について
- ・道営土地改良施設の維持管理について
- ・東和土地改良区定款の一部変更について
- ・東和土地改良区定款附属書役員選任規程の一部変更について
- ・東和土地改良区規約の一部変更について
- ・令和5年度第3回東和土地改良区一般会計収入支出補正予算について
- ・令和5年度東和土地改良区一般会計予算の繰越について
- ・借入金の償還期限の短縮について
- ・令和6年度賦課金等の課率及び徴収方法と徴収時期について
- ・令和6年度東和土地改良区役員、総代の報酬について
- ・令和6年度各種積立金の処分について
- ・令和6年度長期借入金の借入について
- ・令和6年度地区除外等決算金の単価及び徴収方法と徴収時期について
- ・令和6年度畑地化協力金の単価及び徴収方法と徴収時期について
- ・土地改良財産の取得及び処分について
- ・令和6年度東和土地改良区一般会計収入支出予算について

◇報告事項

- ・定期監査の結果について



(表紙写真)

更新された倉沼川第1頭首工
(下流より)

土地改良区の概要

(4月1日現在)

組合員	836人
賦課面積	7,792 ha

令和6年度予算及び事業計画概要

今まで翻弄されてきた新型コロナウイルス対策については、昨年より行動制限が解除され、人の行き来も活発になり、ようやくもとの日常にもどりつつあります。このような中、昨年は例年通り農作業が開始し、雪解けも早く春先より概ね好天に恵まれ、順調に作業が進められました。その後も、好天、高温が続きましたが、雨が少なく収量、品質への影響を危惧しましたが、上川管内では作況指数105の「良」となり、大きな災害もなく農業者の皆様には良い出来秋となりました。

さて、今年の農業情勢ですが、水田活用の直接支払交付金の見直しの厳格化が進んでおります。当区といたしましても非常に影響がありますが、関係機関と連携をしながら、しっかりと検証をして、運営に支障をきたさないよう対応して参ります。組合員皆様において農業経営に憂慮されていると思いますが、本年も天候に恵まれ実り多い最良の年であるよう祈念しております。

国の農業・農村整備事業の令和6年度予算においては、補正予算で1,777億円、令和6年度当初予算では3,326億円が措置され、補正と当初を合わせた令和6年度執行ベースで、5,103億円が確保されました。このうち北海道における農業農村整備事業は、1,254億円となっており、今後詳細な内容が公表されると思いますが、土地改良事業実施に弾みがつくものと期待している所です。

一方年々土地改良施設の老朽化による更新、農地区画拡大の要望が多く寄せられ必要性は高まり地元要請には迫いついていない状況です。土地改良区としては、さまざまな課題がありますが、農業の根幹である農地・農業用水の維持・保全のため鋭意工夫し取り組んでいく所存です。

このような諸情勢の中で下記の点を踏まえ今年度の予算編成を行いました。

1. 経常賦課金について

「田」は、昨年度と同額10アール5,000円となっております。令和7年度まで5,000円で徴収させていただきますので、お願い申し上げます。

「畑」の賦課金を昨年度新設しました。畑地化促進事業により畑地化した農地については、今後の施設の維持管理負担を考え、10アール2,700円といたします。ただし、地区事情等を鑑み、地区除外も検討していきます。

2. 国営土地改良事業について

大雪東川第一地区は工事8年目、旭東東神楽地区は工事7年目、大雪東川第二地区は工事6年目とそれぞれの工事実施段階となっておりますが、組合員皆様の期待に応えるべく、関係機関と連携を図り進める所存です。

また、各地区事業所では、本格的に工事実施に入っていることから、既往用排水路との取り付け、工事実施に伴う要望など関係機関との協議、地元調整など維持管理と事業実施に支障のないよう対応いたします。

3. 道営基盤整備事業について

近年、上川管内の道営ほ場整備事業への申請が増加しており、組合員皆様の要望に応えきれない状況です。今年は、合計5地区となります。内訳として兵村北地区は工事7年目、忠別南地区、旭正北中央地区は工事6年目、忠栄地区と旭正南第1地区は工事1年目を予定しております。

なお、上部団体を通じて今後の事業進捗に、引き続き要請活動を行っていく所存です。

4. 団体営農地耕作条件改善事業について

定率助成補助事業により、豊田・米原地区で水路等の改修を予定しています。

5. 利水調整規程の設定について

昨年同様、土地改良法の改正に対応し、農業用水の供給を適正に行い、有効的に水利用をするために設定いたしました。

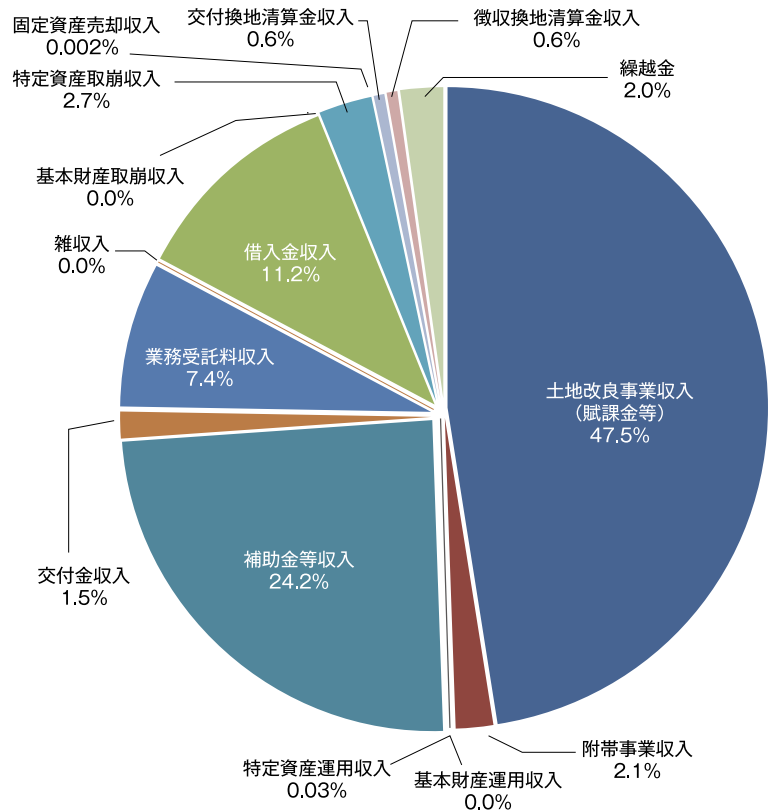
令和6年度土地改良区予算が決まりました

総額1,008,674千円

(収 入)

(単位：千円)

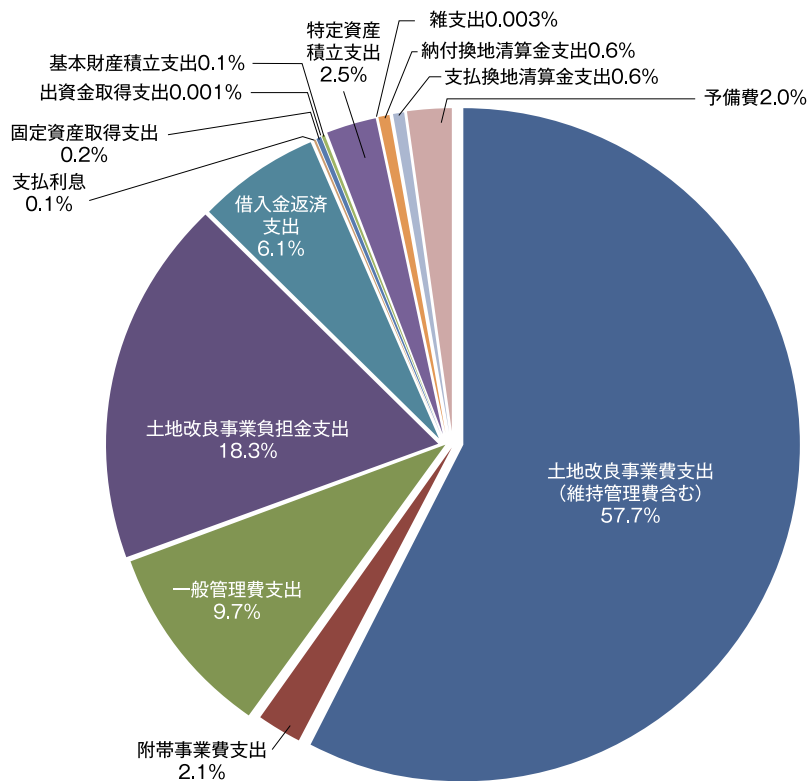
項 目	予 算 額
土地改良事業収入 (賦課金等)	479,387
附 帯 事 業 収 入	21,619
基 本 財 産 運 用 収 入	4
特 定 資 産 運 用 収 入	305
補 助 金 等 収 入	244,262
交 付 金 収 入	15,570
業 務 受 託 料 収 入	74,923
雑 収 入	471
借 入 金 収 入	113,388
基 本 財 産 取 崩 収 入	0
特 定 資 産 取 崩 収 入	26,993
固 定 資 産 売 却 収 入	20
交 付 換 地 清 算 金 収 入	5,866
徴 収 換 地 清 算 金 収 入	5,866
繰 越 金	20,000
合 計	1,008,674



(支 出)

(単位：千円)

項 目	予 算 額
土地改良事業費支出 (維持管理費含む)	582,447
附 帯 事 業 費 支 出	21,011
一 般 管 理 費 支 出	98,221
土地改良事業負担金支出	184,332
借 入 金 返 済 支 出	61,712
支 払 利 息	894
固 定 資 産 取 得 支 出	2,400
出 資 金 取 得 支 出	10
基 本 財 産 積 立 支 出	763
特 定 資 産 積 立 支 出	25,122
雑 支 出	30
納 付 換 地 清 算 金 支 出	5,866
支 払 換 地 清 算 金 支 出	5,866
予 備 費	20,000
合 計	1,008,674



▽ 令和6年度 賦課金について

「田」は、令和3年度より10a当たり5,000円となりました。「畑」は昨年度より新設され、10a当たり2,700円となります。また、ため池等を自ら管理し一部排水のため当区施設を利用している地域については、自主管理地として、令和6年度賦課金課率は一般地域の10%が賦課されます。

(単位：円)

地区名	経常賦課金 課率	期別課率	
		第1期	第2期
一般地区（田）	5,000	2,500	2,500
一般地区（畑）	2,700	0	2,700
自主管理地（田）	500	500	0
自主管理地（畑）	270	0	270

※経常賦課金について、忠栄高台地区は揚水機負担相当額、国営事業地区並びに道営事業地区は夏期施工に掛かる促進費地元負担額が別途加算されます。また、特別賦課金として、ほ場整備事業、客土事業、暗渠排水事業等を実施された農地には別途負担金加算されますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

・ 賦課期日及び納期日

期 別	賦課種別	賦課期日	納入期限
第1期	経常賦課金	令和6年7月1日	令和6年7月16日
第2期	経常賦課金 特別賦課金	令和6年7月1日	令和6年11月15日
賦課金納入機関		東和土地改良区、農業協同組合（東川町・東神楽・東旭川・あさひかわ・たいせつ・比布）本所、支店・支所、北洋銀行大雪通支店	

※期限内納入と完納にご協力をお願いいたします。

※納入期限が過ぎますと、年利14.6%の延滞金が加算されます。

▽ 令和6年度 農地転用決済金について

地区内にある農地を他の目的に転用又は公共事業等で買収された場合、土地改良区に農地転用通知書を提出すると共に、地区除外決済金を納入しなければなりません。決済金は地区除外によって、残存組合員の負担の過重とならないよう一時に支払うお金です。

年 度	決済金額	備 考
令和6年度	78,537円 (74,146円)	※1 当年度経常賦課金を徴収した場合は、当年度賦課金で徴収した重複分を調整する。() は、当年度経常賦課金を徴収した後の単価。 ※2 農地の転用（公共事業、農業施設、農家宅地等）の場合は単価を1/2とする。 ※3 畑一般地区は、※1、※2を適用後の金額から、既に納入済の畑地化協力金の維持管理費重複分を差し引く。 ※4 自主管理地の決済金は徴収しません。 ※5 圃場整備事業など面整備事業実施地区は、別途事業償還元金が加算されます。

令和6年度 土地改良事業概要

【国営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	概算事業費	当年事業費	事業内容	区分
緊急農地再編整備事業	大雪東川第一地区	28,260,000	2,900,000	区画整理 99.9ha 暗渠排水 83.7ha 用水路 8,694m 排水路 7,821m	継続事業
	大雪東川第二地区	42,480,000	2,500,000	区画整理 85.4ha 暗渠排水 81.1ha 用水路 7,574m 排水路 7,429m	継続事業
	旭東東神楽地区	44,770,000	3,110,000	区画整理 69.3ha 暗渠排水 57.1ha 用水路 10,255m 排水路 8,755m	継続事業

【道営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分
農地整備事業 (経営体育成型)	兵村北地区	2,927,000	85,000	付帯工 一式	継続事業
	忠別南地区	2,135,000	236,120	区画整理 3.4ha 暗渠排水 20.4ha	継続事業
	旭正北中央地区	2,496,000	679,070	区画整理 22.5ha 暗渠排水 38.4ha 用水路 2,427m 排水路 1,314m	継続事業
農地整備事業 (中山間地域型)	旭正南第1地区	3,511,000	281,000	用水路 610m 生産用水路 750m	継続事業
	忠栄地区	3,453,000	193,000	区画整理 4.8ha 暗渠排水 4.5ha 用水路 1,302m 排水路 970m	継続事業

【団体営事業】

(単位：千円)

事業名	地区名	全体事業費	当年事業費	事業内容	区分
維持管理適正化事業	東雲第8頭首工	17,300	17,300	頭首工整備 一式	新規事業
農地耕作条件改善事業	豊田米原地区 谷地川排水路	28,231	13,272	排水路改修 146m	継続事業
農地耕作条件改善事業	豊田米原地区 米原幹線	28,230	6,728	用水路補修 80m	新規事業
長寿命化対策事業	稻荷地区 八千代川第5号排水路	55,805	48,800	用水路補修 660m	継続事業
長寿命化対策事業	東神楽地区 北第2支線用水路	67,000	7,000	調査設計業務 一式	新規事業

各施設物管理人・監視人が決まりました

本年度の各施設管理・監視人について、次の方々に委嘱いたしておりますので、かんがい水の配分などには十分連絡をとり万全を期してください。

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東川	忠別川第1頭首工・上流温水溜池管理人・東川第1流水池管理人	秋山 雅彦	東雲第3頭首工	畑中 雅晴
			東雲第4取入口	梶畑 直敏
	第1水路・第2水路監視人・西3号中央線・西2号南線・西4号北4線分水門・西8号北5線分水門・西7号南1番基線用水路調節水門管理人・ポン倉沼川第1頭首工	秋葉 政幸	東雲第6頭首工	大城 進 畑中 貴樹
			東雲第7頭首工	畑中 貴樹 梶畑 直敏
	西2号北1線スクリーン 管理人	尾上 正博	東雲第8頭首工	古高 正
	ポン倉沼川第2頭首工管理人	小林 拓馬	東雲第9頭首工・東雲第10頭首工・東雲第11頭首工	菅沼 順稚
	東4号石井地先幹線直分水門管理人	正満 美穂		
	西6号御家瀬地先分水門管理人	山中 伸幸	東雲第12取入口・東雲第13の2取入口・東雲第13の3取入口	溝口 敬章
	西8号南線分水門管理人	水野 稔		
	西11号北5号放水路調節水門管理人	高橋 豊	東忠別第1頭首工	佐竹 国広
	北栄上幹線頭首工	牧 聖也	東忠別第2頭首工	津谷 勇作
	北栄下幹線頭首工	高橋 和浩	東忠別第3頭首工	山下 悟
	東雲第2頭首工	紙谷 誠一	東忠別第7頭首工	河治 均
東旭川	忠別川第3・第4頭首工及び上下流水池管理人 上幹線・下幹線監視人 上幹線第1・第2支線及び下幹線第1・第2支線水門管理人	本間 秀信	豊田幹線第9直分派線管理人	高倉 伸淳
			第6頭首工幹線第2・第4直分派線・福島川第1号排水路放水工管理人	大山 勉
	倉沼川第1頭首工管理人 倉沼川第1幹線分水門管理人 上幹線調節水門管理人 倉沼川第1幹線第1支線水門管理人 倉沼川第2幹線分水門管理人 各支線スクリーン管理人	高橋 正孝	第6頭首工管理人・第7頭首工管理人（西瑞穂頭首工）	大橋 勉
	倉沼川第3左岸頭首工管理人	伊藤 隆	第9頭首工・温泉沢取水門・第10頭首工・東瑞穂幹線取水門管理人・東瑞穂幹線第2直分第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第3直分派線管理人	中村 肇
	倉沼川頭首工管理人	大江 健	下南部貯水池・下南部幹線管理人・下南部川第1・2取水管理人	佐々木 博
	倉沼川第3頭首工右岸水門管理人	吉岡 正道		
	下幹線第3支線水門管理人	横尾 政博	ペーパン頭首工・ペーパングダム管理人	神尾三紀男
	西12号北5線放水路調節水門管理人 日の出上筋違線調節水門管理人	山本 昭一	東瑞穂幹線第1号排水路放水工・東瑞穂幹線第2直分派線・東瑞穂幹線スクリーン管理人	大橋 誠
	日の出下筋違線調節水門管理人	蔦井 弘司	7号の沢放水工管理人	古関 和彦
	追分幹線第1支線放水工・豊田幹線第1支線管理人	西島 廣志	東瑞穂幹線第13直分派線・福島川第6号排水路放水工管理人・福島川本流排水路放水工・西瑞穂幹線第3直分派線管理人	有馬かおり
	米原頭首工管理人	小林 忠志	第2頭首工管理人（豊田頭首工）	高橋 渡
			第3頭首工管理人	牧 哲夫

地区名	管理施設	氏 名	管理施設	氏 名
東旭川	第4頭首工（追分頭首工）追分幹線・追分幹線第2支線管理人	森定 一二	米原幹線第1分派線管理人	安田 和弘
			米原幹線第3支線管理人	小檜山 隆
	追分幹線第1支線放水工管理人	二階堂 博	米原幹線第2直分派線管理人	原 昌弘
	追分幹線第1支線第1分派線放水工管理人		東桜岡第1ダム・幹線水路（4路線）・東桜岡第2ダム	北村 敏光
	豊田幹線放水工2箇所管理人	成瀬 徳之		
	追分幹線第1支線第7分派線管理人	吉原 寿一		
東神楽	東神楽游水池管理人・幹線水路監視人・揚水機及び揚水機線管理人	(株)柳沼	北第7支線分水門管理人・南第6支線分水門管理人	高橋 誠
	忠栄高台第1支線管理人 北第1支線分水門管理人	森 豊毅彦	第1支線頭首工管理人(八千代第1頭首工)・第2支線補水水路管理人	尾崎 千洋
	忠栄高台第3支線管理人	石井 実	南第5支線附属線分水門管理人	三野 功
	第5支線取入口管理人		第2支線取入口管理人（八千代第2取水工）	古本 純平
	忠栄高台第4支線管理人	岸本 文孝	第3支線頭首工管理人	林 鏡一
	北第3支線分水門管理人	追立 正史	第4支線頭首工管理人（八千代第4取水工）	
	高台第1附属線分水門管理人	唐太 努	第10支線頭首工管理人（稲荷第10頭首工）	吉原 義順
	高台第2附属線分水門管理人	久保 昭博	第11支線取入口管理人（稲荷第11取水工）	
	高台第8附属線分水門管理人	白川 茂美	第13支線取入口管理人・第14支線取入口管理人・（稲荷第13・14取水工）ポンプ取入口管理人	佐野 武
	北第1支線附属線分水門管理人	石川 勝幸		
	南第2支線分水門管理人	辻 幸功	第15支線取入口管理人（稲荷第15取水工）・第15支線補水水路管理人	山本 忠義
	北第2支線分水門管理人	蒔田 栄		
	南第3支線分水門管理人 八千代ヶ岡幹線用水路 監視人	大柿 稔	第12支線取入口 管理人・第17支線取入口管理人（稲荷第17取水工）	大塚 和彦
	南第4支線分水門管理人	中村 照男	第6支線取入口管理人（八千代第6取水工）・第7支線取入口管理人（八千代第7取水工）・第8支線取入口 管理人（八千代第8取水工）	北川 信一
	北第4支線第9分派線分水門管理人	岩瀧 孝夫		
	南第5支線分水門管理人	山本 康宏		
	北第6支線分水門管理人	島田 幸典	新第5用水路管理人	水本 悦可
	北第7支線第1附属線分水門管理人	伊藤英太郎	志比内地区水路監視人	岡村 義則
東川 東神楽	忠別川第2頭首工 東川第2游水池	小坂 法弘		

総代選挙が執行されました

任期満了による東和土地改良区総代選挙が東和土地改良区選挙管理者のもとに執行され、3選挙区とも定数内の立候補につき、1月18日開催の選挙区毎の選挙会にて東和土地改良区定款附属書総代選挙規程19条第2により無投票にて当選人が決まり、通知されました。

東和土地改良区総代選挙当選人

任期：令和6年2月1日～令和10年1月31日
(注：立候補届出受付順 敬称省略)

第1選挙区（東川地区）定数11名

新／再	当選人名
再	わたなべ きよし 渡邊 澄
再	ちば みつし 千葉 光志
再	えぞえ かずお 江添 一夫
再	こうの まさき 河野 正樹
再	にった よしのり 新田 由憲
再	あべ しげる 阿部 茂

新／再	当選人名
再	たにくち まさよし 谷口 雅祥
再	たきもと あきひと 滝本 旭人
再	ふじかわのうじょう (株)藤川 農場
新	うえの おむ 上野 修
新	やまだ かつひろ 山田 克宏

第2選挙区（東旭川地区）定数17名

新／再	当選人名
再	いしお たくや 石尾 卓也
再	まつだ しげゆき 松田 茂幸
再	たかはし わたる 高橋 渡
再	たかはし かずまさ 高橋 一政
新	やすだ こういち 安田 幸市
新	いねはな(株) いねはな(株)
新	すがわら としお 菅原 俊雄
再	やまおか としはる 山岡 利春
新	あらかわ (株)荒川ファーム1739

新／再	当選人名
再	なかむら はじめ 中村 肇
再	はら まさひろ 原 昌弘
再	さきだのうえん (同) 笹田農園
新	ひろた けんたろう 廣田 健太郎
新	こたけ (株)小竹ファーム
再	たかはし はるみ 高橋 治美
新	こうだ のぶひこ 幸田 伸彦
新	よこお ゆうじ 横尾 裕司

第3選挙区（東神楽地区）定数8名

新／再	当選人名
再	からた つとむ 唐太 努
再	ふじの と ゆうすけ 藤野戸 祐介
再	あかお のりやす 赤尾 典泰
再	すみとも としひろ 住友 敏博

新／再	当選人名
再	ほり たくじ 堀 卓司
新	ふるもと じゅんぺい 古本 純平
新	なかむら (株)ファーム中村
再	ふじた なおひろ 藤田 尚広

総代の退任について

今回の総代の改選に伴い、後進に道を譲られ、総代の職をご勇退された方々には、永年にわたり土地改良区の運営、更には事業の推進に当り、多大のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

今後とも、各位におかれましては、旧に倍しての土地改良区に対するご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(敬称省略)

地区名	氏 名	在職期間	地区名	氏 名	在職期間
東川	菅沼 順稚	10年	東旭川	佐々木 博	8年
東旭川	(有)旭正ファーム	12年	東旭川	押切 美佐穂	24年
東旭川	岩崎 敏彦	6年	東神楽	佐藤 充弘	4年
東旭川	浅沼 善明	20年	東神楽	青柳 光男	12年6ヶ月
東旭川	大熊 守志	8年			

永年勤続功労者表彰 [総代在職8年以上]

東和土地改良区の規定に基づき下記の方々が第73回通常総代会にて表彰されました。

(元総代)

- ・(有)旭正ファーム
- ・大熊 守志
- ・佐々木 博
- ・青柳 光男



今年の通水は5月1日です

今年もかんがい用水配分の円滑を期すべく、雪解けと共に春工事で用水路の維持管理事業及び漏水防止工事等を施工し、施設維持管理と水配分に万全を期すべく努力しているところです。

通水は例年どおり5月1日ですので、よろしくお願いいたします。また、5月に入りますと本格的に代掻き水量を通水いたしますので、各幹線用水路の上流地域に近い個所から早期に着手し、順次下流地域に代掻き作業が進められるようお願いすると共に、全地域の組合員の皆様が適期内に水稻移植ができますよう、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

[連休中の対応]

基本は休日対応になりますが、速やかに対応できる体制をとっています。

<< 通水期間緊急時の連絡は？ >>

東和土地改良区 32-2241(代) 東川事業所 82-0500
東神楽事業所 74-4005 もしくは以下の担当職員へ

地 域	担当者		電話番号
総 括	技術部	部長 清河 寛行	090-8708-3288
東 川 地 区	東川事業所	技師 塚原 柊	080-9614-3565
東旭川地区	技術部整備課	技師 太田 宏樹	090-3397-5938
東神楽地区	東神楽事業所	技師 石川 健太	080-5722-5968

改良区からのお知らせ

次のような場合、土地改良区への届出が必要です !!

届出は土地改良法の規定により組合員の義務です

組合員資格得喪通知書

1. 農地の賃貸借契約および解約、売買等のとき

2. 組合員が亡くなられたとき

3. 経営移譲されたとき

※この届出がない場合、そのままの組合員に賦課されます。
※農業委員会や農協等への手続きのほかに改良区への届出が別途 必要です。
※住所・電話番号・口座に変更があった場合は、改良区へ連絡ください。

➡組合員資格得喪通知書の手続き期限は6月末日です。

農地転用等の通知書

1. 農地を宅地等、農地以外に転用する場合

2. 農地が公共用地（河川、道路）により買収された場合

※農地転用された場合、決済金がかかる場合があります。

➡農地転用等（地区除外）の手続き期限は6月末日です。

※期限が過ぎた場合は、次年度処理となります。

注 意 点

○土地改良法により、滞納賦課金は新組合員に承継されます

※農地の賃貸借契約および解約、売買等により組合員が代わる場合、必ず事前に滞納賦課金の有無を確認してください。

○土地改良施設（土地含む）を使用したいときは申請をお願いします

※雨水排水や合併浄化槽処理水の放流等

※宅地等の出入り口として使用する場合等

他目的使用として申請が必要です

◇草刈、清掃作業傷害保険について◇

これから水路愛護組合等の活動により水路の清掃や草刈が行われますが、改良区管理水路での事故に備え全組合員の皆様を対象に傷害保険に加入していますので、改良区水路での事故等あればご相談ください。

傷 害 保 険

- | | | |
|----------|---|------------------------------|
| 1. 保険内容 | 土地改良区が維持管理する用排水路において、組合員が従事する草刈、清掃作業中に被った傷害を補償する保険。 | |
| 2. 被保険者 | 組合員全員 | |
| 3. 保 険 金 | [死亡・後遺障害] | 500万円 |
| | [入院日額] | 5,000円（事故発生日から180日限度） |
| | [通院日額] | 3,000円（事故発生日から180日以内で90日を限度） |

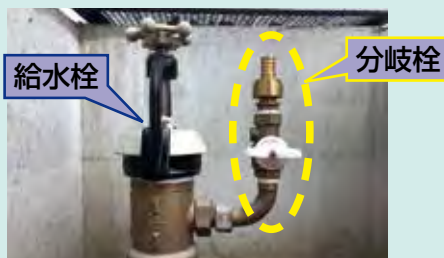
基盤整備事業で造成されたパイプラインの管理について（お願い）

現在、東和土地改良区エリア内では、基盤整備事業が執り進められており、ほ場の大型化や用水路のパイプライン化が進められております。

施設がパイプラインになる事で、維持管理の大幅な軽減に繋がる事が見込まれますが、春の通水作業や秋の断水作業については、関係受益者皆様方のご協力が不可欠となりますので、ご理解を頂きたいお願い申し上げます。



秋の落水時には冬の凍結防止対策として、排泥弁や給水栓は全て開けておく必要があります。また、給水栓付属の「分岐栓」についても開けておくことをお忘れないうようお願いいたします。※給水栓（分岐栓含む）の凍結による破損については耕作者様のご負担となりますのでご理解の程よろしく願います。



土地改良区からのお願い

用水路における人身事故防止について

今年も通水時期となり、5月に入りますと改良区で管理しています用水路に水が満杯状態で流れてきます。

用水路のほとんどがコンクリート製のために水の流れが速く、幼児・児童、お年寄りが水路に転落すると大切な生命を失うことになります。

改良区では、危険な場所に危険防止看板などを設置し、各学校に対して危険防止ポスターを配布するとともに、時期的には広報車による危険防止の呼び掛けをするなどのPRに努めていますが、父母の皆様が子供に対して用水路の近くでは「遊ばない・近寄らない」と言い聞かせて頂くのが一番効果的です。

用水路における人身事故防止に皆様のご協力を下さいますようお願い致します。

用水路に物を捨てないで下さい

用水路内に空缶・家庭用プラスチック容器・ビニール類などが流れてきて、下流の取水口などに詰まり、水が氾濫して被害を受ける事がありますので、絶対用水路に物を捨てないように協力下さい。

また、捨てている人を見ましたら、注意を呼びかけて下さい。



土地改良事業功労表彰

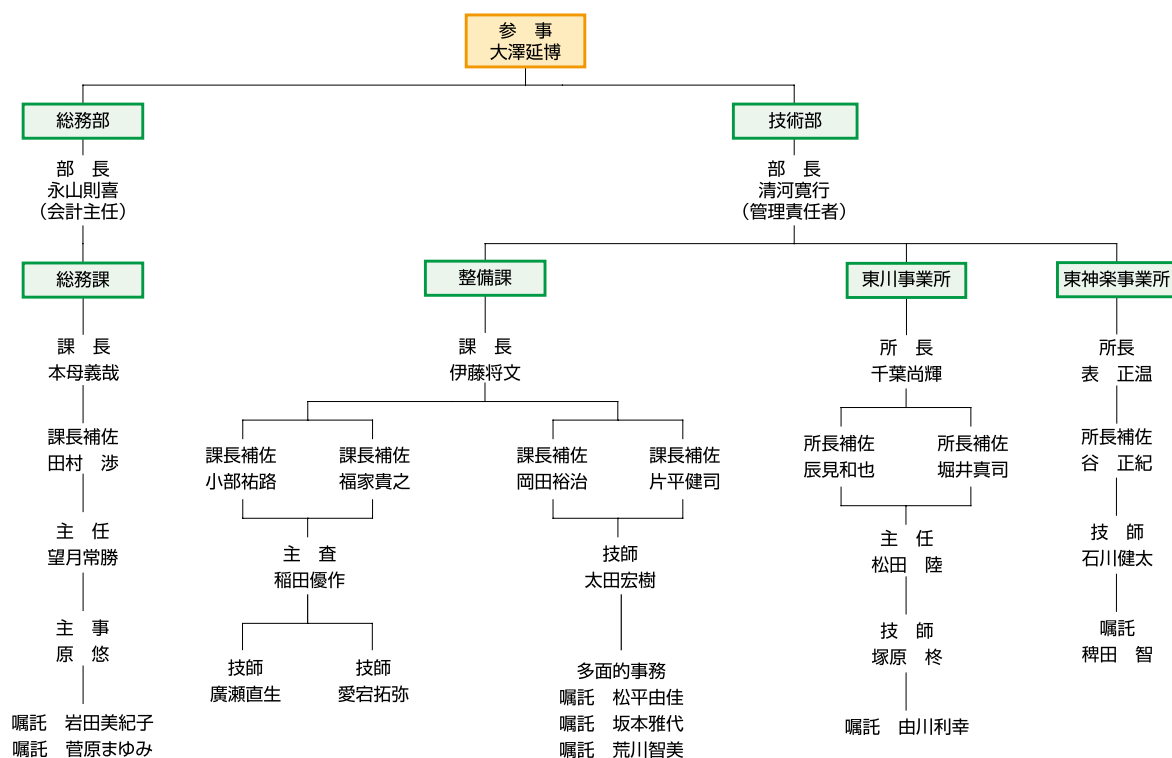
去る3月28日、ホテルポールスター札幌において開催された北海道土地改良事業団体連合会通常総会の席上に於いて、長年に亘り土地改良事業の推進に尽力された功績による功労表彰が行われ、当改良区から以下の方が表彰されました。

【功労表彰】

優良職員（敬称略）
東神楽事業所 所長 表 正温

令和6年度事務機構図

令和6年4月1日付



令和6年4月24日発行

発行所

旭川市東旭川町旭正312番地の13

東和土地改良区

電話 32-2241 FAX 32-2244

ホームページ

<http://www.touwa.or.jp/>

発行人 理事長 大橋 政美

編集 総務課

あ と が き

春耕期の準備にお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。

「広報」を通じ、本年度予算、運営内容をご理解いただくと共に、この厳しい農業の実態を十分把握し、改良区の運営に万全を期すところです。

何かお気づきの点があればなんなりとお寄せください。

（事務局）